

○高橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、令和5年第2回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号ないし議案第4号及び議案第7号ないし議案第11号の以上9件につきまして、理事者から説明をお願いいたします。

○向井保健所地域保健担当部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算について、御説明を申し上げます。

補正予算書の第3号と書かれているほうの2ページを御覧ください。4款1項2目の新型コロナウイルス感染症対策費についてでございます。本事業は、高齢者施設等へのウイルスの侵入を早期に発見し、感染拡大を未然に防止することを目的として、希望する施設等に対し、従事者等の検査に必要な抗原検査キットの配付を行うため、検査キットの購入及び事務費として3千999万2千円を補正しようとするもので、財源は、国の交付金が2分の1、一般財源が2分の1を予定しております。

続きまして、議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算の補正予算書（第4号）の10ページを御覧ください。

まず初めに、4款1項2目の1つ目にあります、医療提供施設等食材費高騰対策支援費についてでございます。本事業は、物価高騰の影響を受けながらも継続的なサービスを提供する医療提供施設等に対し、食材費の一部を補助することで負担を軽減し、地域医療の安定、維持を図ることを目的としています。支援対象となる施設は、本年4月1日時点で、医療法に基づき本市で開設している病院及び有床診療所等で、支援金を含む事業費として3千613万6千円を補正しようとするものでございます。なお、財源については全額、国の交付金を予定しております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策費についてでございます。本事業は、5類移行に伴い、市民向け抗原検査キットの配付や休日対応薬局支援事業などの終了、陽性者相談窓口の見直しにより、4千4万7千円を減額するとともに、新型コロナ対策担当の執務室借り上げ継続などに係る事務費248万5千円を追加し、差引き3千756万2千円の減額補正をしようとするものでございます。

次に、その下にあります、発熱外来体制構築費についてでございます。こちらも5類移行に伴い事業が終了しましたことから、2千132万8千円を減額補正しようとするものでございます。

次に、その下にあります、新型コロナウイルスワクチン接種事業費についてでございます。本事業は、新型コロナワクチン接種促進のため、昨年度まで都道府県が実施していた医療機関への支援が、市町村が実施主体となりますことから、6千15万8千円を追加するとともに、昨年度まで実施していた時間外、休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業が、令和5年度は国の補助対象から外れましたことから、当該事業の廃止により、当初見込んでいた1千300万円を減額し、差引き4千715万8千円を補正しようとするものでございます。

次に、その下にあります、新型コロナウイルス感染症軽症者等支援事業費についてでございます。こちらも5類移行に伴い事業が終了しましたことから、5億8千996万4千円を減額補正しよう

とするものでございます。

続きまして、その下にあります、4款1項3目の普通公衆浴場燃料価格等高騰対策費についてでございます。地域住民の日常生活において、その健康の保持及び保健衛生上必要不可欠なものとして利用される普通公衆浴場は、物価統制令に基づく入浴料金の統制により、原油及び物価高騰による影響を特に受けやすいことから、燃料価格等の高騰の中においても、衛生的管理を確保しながら事業を継続できるよう、燃料価格等高騰分の一部を支援するもので、事業費として370万円を補正しようとするものでございます。なお、財源については全額、国の交付金を予定しております。

以上が、保健所所管分の補正予算の概要でございます。

続きまして、議案第11号、旭川市保健所条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。本案は、旭川市保健所の一部が新庁舎へ移転することに伴う位置の変更と、旭川市保健所運営協議会の委員構成に係る規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。施行日につきましては、住所移転に伴う位置の変更は規則で定める日とし、旭川市保健所運営協議会に係る規定の整備は、本条例の公布日を予定しております。

以上、よろしくお願いたします。

○金澤福祉保険部長 本定例会に提出している議案のうち、福祉保険部所管に係る事項について、順次、御説明申し上げます。

初めに、議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算でございます。

補正予算書の8ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の障害福祉サービス等事業者食材費高騰対策支援金につきましては、障害福祉サービス等事業者に対し、事業運営に必要な食材費の経費を支援するもので、2千537万8千円を補正します。財源は、全額が国庫支出金です。

次に、3目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金につきましては、大規模修繕を行う認知症高齢者グループホーム等に対し、その経費を助成するため、補助金として2千955万5千円、施設廃止による財産処分に伴う国及び北海道への償還金として320万5千円、合わせて3千276万円を補正します。財源は、国庫支出金が2千955万5千円、諸収入が320万5千円です。

次に、介護サービス等継続支援費につきましては、介護サービス事業所等において、利用者または職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費を助成するため、3億7千607万円を補正します。財源は、道支出金が3億7千600万円、一般財源が7万円です。

次に、介護サービス等事業者食材費高騰対策支援金及び9ページの2項2目児童措置費の障害児通所支援等事業者食材費高騰対策支援金につきましては、先ほどの障害福祉サービス等事業者に対する支援金と同様に、介護サービス等事業者及び障害児通所支援等事業者に対し、事業運営に必要な食材費の経費を支援するもので、それぞれ6千373万5千円、286万5千円を補正します。財源は、全額が国庫支出金です。

次に、3項1目生活保護総務費の生活保護システム管理費につきましては、生活保護基準額等の見直しに伴うシステム改修費として449万7千円を補正します。財源は、国庫支出金が224万8千円、一般財源が224万9千円です。

続きまして、議案第3号、令和5年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の18ページを御覧ください。1款1項1目の管理事務費につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合が作成する被保険者証に関わる郵送物に、マイナンバーに関する同封物が追加

されることに伴い、345万8千円を補正します。財源は、全額が広域連合支出金でございます。

続きまして、条例の制定に係る議案でございます。

議案第8号、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第9号、旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、旭川市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定の3件につきましては、いずれもこども家庭庁設置法等の施行に伴うもので、厚生労働大臣をこども家庭庁長官に改めるなど、所要の規定の整備を行うものでございます。施行日はいずれも公布の日としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 令和5年第2回定例会に提出する議案のうち、市立旭川病院所管の議案第4号、令和5年度旭川市病院事業会計補正予算につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書の20ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、令和4年度に契約を締結した吸収式冷凍機更新工事に関わり、インフレスライド条項に基づき、建設改良費の増額を行おうとするものでございます。資本的収入及び支出にお示ししておりますとおり、下段の支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費、1目建物で2千620万円を増額し、その財源といたしまして、上段の収入の部、1款資本的収入、1項及び1目企業債で同額を追加しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○林市民生活部長 議案第7号、旭川市市民参加推進条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、本年4月の市の組織改正を受け、本条例に基づき設置する附属機関である、旭川市市民参加推進会議の庶務の処理を市民生活部から女性活躍推進部に改めようとするものであります。なお、施行日は公布の日としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和5年第2回定例会提出議案に関わる事項であります、戸籍総合システム管理費等の繰越明許費繰越しについて、出退勤管理システム拡張分購入費等の予算繰越しについての以上2件につきまして、理事者から報告をお願いいたします。

○林市民生活部長 報告第2号、令和4年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、市民生活部所管分について、繰越明許費繰越し計算書により御説明申し上げます。

繰越し計算書にお示ししております事業のうち、1段目の、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の戸籍総合システム管理費でございます。これは、戸籍法等の改正に伴う戸籍情報システムの改修と、生体認証器及びスキャナー等の機器の整備につきまして、事業の完了が令和5年度となりますこと

から、832万6千120円を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○金澤福祉保険部長 報告第2号、令和4年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、福祉保険部所管分について御説明申し上げます。

福祉保険部所管分といたしましては、繰越計算書にお示ししております事業のうち、3款1項社会福祉費の2事業と、3款2項児童福祉費の障害児安心安全対策補助金の合計3事業でございます。いずれの事業も、国の補正予算を活用し、令和4年度補正予算として議決をいただいたものでございますが、いずれも事業の完了が令和5年度となるため、繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 令和5年第2回定例会に提出する報告議案のうち、市立旭川病院に関わります報告第5号、令和4年度旭川市病院事業会計予算の予算繰越しの報告につきまして、御説明を申し上げます。

議案書を御覧ください。本件につきましては、世界的な半導体不足の影響により、出退勤管理システム拡張分及びオンライン資格確認システムにつきまして、いずれも契約期間内に製品が納入されなかったことから、別紙の予算繰越計算書のとおり、それぞれ410万9千円及び363万円、合計773万9千円の予算の繰越しを行ったことにつきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項につきまして、まず、マイナンバーカード交付事務における誤りについて、理事者から報告をお願いいたします。

○林市民生活部長 マイナンバーカード交付事務における誤りについて、御報告いたします。

当初、他市のコンビニ交付において、別人の証明書が発行されるなどのトラブルが相次ぎ、その旨の報道もなされていたところではありますが、誤交付が発生した自治体では、関連システムのベンダーが富士通Japan株式会社であることが判明しております。その際、総務省及び地方公共団体情報システム機構から、各自治体及びベンダーに対し、コンビニ関連システムの点検について指示がありましたが、本市のベンダーである日本電気株式会社と富士フイルムシステムサービス株式会社から、問題ない旨の報告を受けております。また、マイナポイントや公金受取口座の誤登録、さらには、国民健康保険におけるマイナンバーの誤登録についても、現時点では本市において確認されておりません。

しかしながら、その後、全国的に様々な事案が発生している状況を受け、調査項目を拡大し、マイナンバーカードの事務処理の誤りについて調査を行ったところ、別人の写真と取り違えたカードを誤って交付した事案を1件確認いたしました。このほか、調査の過程においては、写真や申請書

の取り違えなどを交付する前に確認できたことで、誤交付とはならなかった事案が9件ございました。

誤って交付した事案の内容につきまして、配付した資料を基に御説明いたします。

申請者は80代の女性で、経過としては、申請者は、昨年11月20日、日曜日ですが、家電量販店内に設置したマイナンバーカードの出張申請会場で申請を行っており、今年1月11日、水曜日に出来上がったカードを本人限定受取郵便で郵送したところ、申請者から、別人の写真が貼られているとの連絡があったことから、職員が自宅まで伺い、謝罪の上、改めて申請していただきました。その後、取り違えた写真は、申請当日に、申請を受け付けた後に取りやめた別人の写真であるということが確認されました。

写真を取り違えた原因ですけれども、当日の申請会場では、多くの来場者に対応するために、郵送申請する方式と申請者のスマートフォンを用いたオンライン申請をサポートする方式の2つの方式で行いまして、申請書には、どちらの方式で申請したか分かるように、欄外にその旨を担当者が記載することとしておりました。当該申請者は、オンライン申請でしたが、その旨の申請書への記載が漏れていたこと、また、同じ日に、郵送申請により申請した他の方が、直後に取りやめたという事案がございまして、その方の写真がタブレット内に残っていたこと、この2つが重なったことで、オンライン申請をした当該申請者を、郵送申請する方式で受け付けたものと担当者が勘違いをしまして、申請書にタブレット内の別人の写真を貼り付けて、オンライン申請と二重で、こちらは郵送申請ですが、郵送申請したことによるものであります。

再発防止に向けましては、1つ目として、申請書の欄外に郵送申請による方式かオンライン申請による方式かの記載を徹底し、特に、郵送申請の場合においては、申請書と写真が同一人物のものであるか十分確認を行い、さらに、判断しかねる場合には、必ず申請者本人への確認を徹底すること、2つ目として、申請を取りやめるなど、不要となった写真については、速やかに消去すること、これら適正な事務処理を徹底することで同様の事務誤りの防止を図ってまいります。

なお、今回、マイナンバーカードの事務処理の誤りについて調査を行いましたけれども、今後も様々なケースが発生する可能性も考えられますので、必要に応じて調査を行うなど、引き続き状況把握に努めながら、適正に事務を執行してまいりたいと考えております。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

○能登谷委員 マイナンバーカードの交付事務の誤りについて、伺います。

マイナンバーカードの問題は、全国的に広がっておりました。公金受取口座のこと、それから医療保険に他人のデータが載ってしまうということで、旭川市でもミスがないのかということで、今回の民生常任委員会の案件にすべきかどうか判断するために、私は、6月1日に各部局に連絡しました。情報政策課、国民健康保険課、そして市民生活部ですね。どこの部署でもミスはないという答弁でありました。なので、案件は申し出なかったんですね。しかし、実際には今、ミスがあったと。それも1月に分かっていたということですね。

自宅に謝罪まで行きながら、報告はされないのでしょうか。大臣まで報告しなくてもいいんですけど、市の課長ぐらいまでは報告すべきことではないかと思いますが、報告体制も問題意識も弱いんじゃないかと思いますが、認識を伺います。

○久保市民生活部次長 1月に誤りが分かったという時点におきましては、報告すべき事案という

この考えには至っていなかったわけでございまして、今回、6月以降、全国の自治体の各種事務処理の誤りというのが報告されております中、本市に類似事案はないかどうかということ、支所を含めて調査を行った結果、判明し、今回、報告したものでございまして、確かに問題意識が足りなかったものというふうに考えてございます。

○能登谷委員 それから、先ほど部長の話では、同様の事例が9件あったということなんですが、これについても詳細を伺いたいと思います。

○久保市民生活部次長 9件の内訳でございます。

1つ目は、写真を取り違えたマイナンバーカードを作成したが、交付前に確認ができて、誤交付とならなかったものが4件、2つ目として、市で申請を受けていましたが、国へ一定期間その申請をせずにしたもの、後に申請をいたしましたけども、そういったものが2件、そして3つ目として、申請書を取り違えるなど誤った申請をしたものが3件ということでございます。

○能登谷委員 だから、結構誤りが起きているんだと思うんですね。たまたま申請の前に気づいて直したということですけど、遅れたものも含めて、実際には結構ミスが起きているということだと思います。

今回、このミスの原因は何か伺いたいんですが、国が委託した携帯会社がサポートしながら、最終的には市の職員が確認をするということだったと思うんですけども、今回のミスはどこの段階のミスになりますか。

○久保市民生活部次長 出張申請会場では、多くの来場者の方に対応するために、郵送申請方式と、それから申請者のスマートフォンを用いて、それをサポートするという、オンライン方式の2つの方式で行いましたけれども、そのうち、オンライン申請の方式におきまして、国からマイナンバーカードの申請サポートの委託を受けております携帯会社のスタッフの方に、スマートフォンの操作と、それから写真の撮影を担当していただきまして、その他のものについては市の職員が担当いたしました。オンライン申請を行った後に、申請書の欄外に、市の職員がオンライン申請を行ったということを記載することになっておりましたけれども、その記載が漏れていたということ、そして2つ目として、同じ日に、郵送申請したけれども取りやめられた方の写真がタブレットの中に残っていたということで、オンライン申請をした当該申請者を、郵送申請する方式で受け付けたものと担当者が勘違いいたしまして、申請書にタブレットの中の写真を貼り付けて郵送申請したという、この2つが原因でございます。

○能登谷委員 はっきり言うと、サポートしていた携帯会社のミスではないですね、市のミスですよ。しかも、二重、三重に間違っている。三重までいかないな、二重にミスしていますよね。一つは写真の管理なんです、私たちもいろいろ写真を撮ってもらったり、自分で撮ったりして、加工したり、加工って顔を変えたりしませんけど、明るさを変えたり、いろいろしますが、それでも、最終的に仕上がったものには、何年何月の何と、何の何番とか、普通は書きますよね。自分の顔なので、人の顔と取り違えることは私はありませんけども、基本的に、他人の顔ですよ、市が扱っているのは。だから、番号のままでなくて、最初からすぐ名前に変更すればいいですよ。名前に変更して、これはあなたで間違いはないですかと確認してもらえば、絶対に間違えませんか。

それから、その後、別な人の分を消去していなかったから残っていたわけで、その二重の誤りがあると思うんですけども、写真の管理など、ミスを防ぐ手だてはあったんじゃないでしょうか。

○久保市民生活部次長 写真の管理の問題でございます。

昨年度の繁忙の時期から現在に至るまで、少ない端末で、多くの申請者の方を受け付けるという必要がありましたことから、システム上、自動的に付番される撮影の日時を基にしたファイル名を申請書に記載する手法を取っておりました。

御指摘のとおり、個人を特定できる形にファイル名を変更するなどの一手間をさらにかければ、より誤りが起こりづらい状況になり、今回の事案が防げたかもしれないと考えてございます。そういった手法について、今後、検討してまいりたいと思っております。

○能登谷委員 これは本当に重要な個人情報ですしね、それから、今、いろいろ法案も通ってしまいましたから、医療保険にも使うということで何でもひもづけされる基本データにもなりますので、そういう意味で、二重、三重のチェックが必要だと思えますし、データの削除なんかは全く基本的なことだと思うんですが、慎重な対応をしていく必要があるのではないのでしょうか。

○久保市民生活部次長 マイナンバーカードに係ります事務処理につきましては、より正確性を期する必要がありますことから、ダブルチェックを行うなど、慎重な確認作業を行ってまいりたいと考えております。またあわせて、誤りが起こりづらいような事務処理の流れについても、検討してまいりたいと考えてございます。

○能登谷委員 ところで、今現在、旭川市の申請や交付の状況はどうなっているか、ちょっと基礎的なことを伺いたいと思います。

○久保市民生活部次長 申請数は24万7千689件、申請率は75.52%、交付数については21万5千680枚で、交付率は65.8%でございます。

○能登谷委員 1年ぐらい前に聞いたときには、交付率3割ぐらいでしたよね。一気に倍になっているということで、全国から比べればまだ少ないのかもしれませんが、国の普及があまりにも拙速なために、私は現場に無理が生じているのではないかと感じます。

今後の再発防止策も含めて、全体的な認識について伺って終わりたいと思います。

○林市民生活部長 マイナンバーカードの交付誤りについて、御質疑いただきました。

今、答弁したように、チェック体制についても二重、三重と、いろいろ言っておりますけれども、確かに、事務処理を見ている中では、なかなか多様な方法だったり、いろんな要素が絡んできた、そんな事務処理だったかなと思います。

実は、J-LISから送られてくるカードというのは、事前設定するんですね。事前設定をした後に、本人に届ける、あるいは通知をする、そういう作業です。それは、私どもは人力でやっていたということからいっても、やっぱり必ずしも100%それがなくなるかと言われると、なかなか厳しいだろうと思っています。ですので、そういった意味での二重、三重のチェックというのは、非常に大事なだろうというふうに思っています。

この二重、三重のチェックにつきましても、いろんな見方があると思っております。まず第一に、我々、職員の心構えというか、先ほど問題意識の話もありましたけれども、そういった危機管理意識の持ち方、これが最も大事なかなと思います。その上で、組織体制というものも果たして機能しているのかということもしっかりと把握しなきゃならない。それから、近年ですから、いろんな技術的な問題、システムの話だとか、デジタルを活用したシステム、こちらも有効に活用する中で、なるべくミスが起きない仕組みをつくっていく、あるいは、基本的なところでは、事務処理の事務フ

ローの改善、こういったことも、DXという言い方をしますけれども、棚卸しをしっかりとした上で、よりよい方法を見いだしていく、そんなことも総合的にやっていかないと、なかなかどれという的を絞った改善の仕方は難しいのかなど。ですので、あくまでもやっぱり、市民の方々が最優先ということで、今後、こういったことが起きないように全体的な仕組みについて、しっかりと検討、対応してまいりたいと、そのように考えております。

○能登谷委員 本来、案件を設定していれば、医療保険とのひもづけの問題とか、いろんなことも議論できましたけど、今回、誤交付の報告案件ですので、これぐらいにしたいと思うんですね。

それにしても、今のところ、ミスは1件ということなんですが、ほかに9件隠れていますけれども、それも氷山の一角かもしれないということもあると思うんですね。まだまだ分からないものもあるかもしれない。全国では膨大な問題が出ていますので、旭川だけ何もないということにはならないだろうと思うんですね。

もともと、マイナンバーは家に慎重に保管しておけということでしたよね。これを使っているいろんなことに活用するっていうことはなかったと思います。事業所に至っては、金庫に鍵をかけてしまっておけというものだったはずなんですよ。それが、あれこれひもづけていくと。しかも、強制ではなくて任意だと言っていたのに、今度は保険証も廃止してしまいますから、事実上強制されるというような様々な問題が発生すると思うんですね。しかも、マイナンバー制度自体が、税と社会保障の一体改革の中で生まれてきたものですから、簡単に言えば、税金の取り漏れをなくす、預金やら何やらいろいろひもづけてしまえば、隠し財産をなくせるということと、社会保障の減免制度などを活用するときには、例えば、介護保険みたく、上限500万円だというふうにすれば、減免制度を使えないというようなことにひもづけされていくわけなんです。そういう意味で、本当に、誤入力も含めて、今、全国的に大変厳しい、いろんな問題が広がっている中で、私自身は、マイナンバー制度自体も立ち止まって考えるべきだと、そういうときだなというふうに感じていますが、これは感想だけ述べて終わりたいと思います。

以上です。

○高橋紀博委員長 ほかに御発言はございますか。

○安田委員 実は、先々週末、うちの会派の笠井議員が、初めての一般質問をするに当たって忙しかったので、何か俺のほうでできることはないかというのを聞いたら、マイナンバーカードのことをちょっと聞いてほしいと言われて、担当者呼んで聞いたところ、さっき能登谷さんがおっしゃったみたいに、ミスは何もないというお答えをされてました。そのときに言ったのが、6月1日に発覚した、三重県の松阪市が他人の写真を使った事例があるけど、旭川は、それも含めてそういう事例はないのかって聞いたら、やっぱり何もないという答えでした。4日後に、突然電話がかかってきて、もう一度調べ直したら、旭川でもミスした事例がありましたと。そうしたら、笠井議員が一般質問してもいいのか聞いて聞くと、いや、もう来週の常任委員会で公表させていただきますって。あ、なるほど、こういう質問の潰し方もあるんだっていうことをちょっと勉強させてもらったんですけど、これは質問するって言わなければ調べなかったんでしょうか。

○林市民生活部長 いきさつについては承知をしているところです。時系列で今、お話がありましたけれども、確かに、6月1日時点では、調査もしておりませんでしたので、お答えさせていただいたとおり、事例はなかったということで話をさせていただいています。ただ、松阪市の事例を含

めて、そのタイミングで様々な事案が報道されるようになっていまして、それも、1つのパターンではなくて、幾つかのものがあつたかと思っています。

それで、タイミングの話をすれば、その後、週末を挟むと思いますんで、週明けですね、6月5日の段階で、私のほうで、先ほど能登谷委員もおっしゃっていましたが、旭川だけ何も無いのはやっぱりおかしいというか、かなり心配な部分と、それから、今後、いろいろ事務を進めていくに当たって、やっぱり私たちも市民に対して胸を張って業務を遂行できるようにということも含めて、もう少し、全国的な事例も参考にしつつ、広範にわたっての調査を指示いたしました。それが週明けですね。

その後、急ぎ取りまとめた内容の中に、どうやら怪しいものがあつたと。その詳細の状況把握をするということで、昨日まで時間を要した、そんなことになっておりまして、その間に、今、御質問にありました、今定例会の流れ、一般質問を含めた質疑に係る打合せ、そういったこともありましたけれども、それとは、直接的ではないもので、私どもは、まず、状況把握と、事実に基づいた報告ということを考えておりました。ですので、決してその質問をなくするという意図があつたものではないことを御理解いただければと思います。

○安田委員 6月の初旬に、市長が定例記者会見を開いていまして、市長のほうも、報道を受けて実態を調査したが、他都市のような実態はないと答弁しているんです。そのときは、そうしたら調査していなかったんでしょうか。

○林市民生活部長 その段階での調査については、先ほど説明の中でも申しあげましたけれども、国のほうから指示があつた調査の内容、それから、マイナポイント、あるいは公金受取の関係の口座の誤登録、そういった案件が分かっておりましたので、そちらに絞った中での調査ということで、今回報告させていただいた、そのほかのヒューマンエラーを含めた窓口の、小さい、大きいを問わず、できるだけ把握できるもの、そういったものの調査に広げたということでもあります。

○安田委員 先ほど能登谷委員も聞いていましたが、本来であれば、下から上に報告することが大切だと思うんですけど、これは何か言えない状況とかがあるんでしょうか。言えない状況というのか、報告しづらい状況とかがあつて報告しなかったのか。

○久保市民生活部次長 委員とお話しさせていただいたときに、コンビニ交付だとか、あるいは、保険証とのひもづけの関係がなかったものですから、また、お話の中で、確かに、松阪市の話が出てまいりましたけれども、私自身、そういった把握をしていなかったものですから、当時はないというようなお話をさせていただいたところでございます。

また、報告しづらいということは特にございませんので、失礼します。

○安田委員 人間がやることだから、ミスは仕方がないと思うんですよ、本当に。ただやっぱり、ミスを犯したら上に報告して、それをまた、市長なり何なりにしっかりと報告しなければならないのかなと思っております。

以上です。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、令和5年度国民健康保険料の料率について、理事者から報告を願います。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 令和5年度国民健康保険料の料率について、御報告申し上げます。令和5年度の国民健康保険料につきましては、6月1日に料率の告示を行い、6月15日に納入通知書を発送する予定でございますので、この通知書の発送に先立ちまして、料率の算定について、お手元の資料に沿って御説明させていただきます。

まず、資料の1枚目、A4縦の令和5年度国民健康保険料の料率についてを御覧ください。

国民健康保険料の料率につきましては、医療給付費等の財源となる医療分、後期高齢者支援金等の財源となる支援金分、介護納付金の財源となる介護分の3つの区分で構成されており、この資料では、各区分ごとに料率算定の内容についてお示ししております。表の中央に、Aとして本年度の算定内容を、右側に、Bとして令和4年度の算定内容を、その間に前年度との比較を記載しております。

令和5年度の保険料全般に関わるものとして、3つの区分ごとのそれぞれに賦課総額がありますが、平成30年度から国民健康保険が都道府県単位化となったことから、北海道から示された納付金額を基に賦課総額を算出しております。同じく賦課限度額につきましては、条例で規定しており、Aの欄を御覧いただきたいと思いますが、さきの令和5年第1回定例会において議決いただきました改正内容のとおり、医療分では前年度と同額の65万円、支援金分は前年度から2万円増の22万円、介護分は前年度と同額の17万円となっており、介護分が賦課される世帯の賦課限度額は、3区分の合計で104万円となり、昨年度と比較して最大で2万円の増となります。

次に、各区分ごとの算定内容について御説明申し上げます。初めに医療分ですが、賦課総額45億7千883万3千円で、前年度に比べ2億2千267万3千円の減となっております。保険料の項目では、旭川市国民健康保険条例に基づき、賦課総額を所得割41%、均等割35%、平等割24%に区分した額を記載しております。なお、各賦課割合につきましては、北海道から示された本市の標準保険料率を踏まえた割合となっているところでございます。この保険料の項目で示した額を賦課標準の項目の所得割に記載しております総所得金額228億4千246万7千円、均等割に記載しております被保険者数6万1千124人、さらに、平等割に記載しております世帯数4万3千235世帯を基礎にして算出したものが最後の項目の料率となります。

令和5年度の料率につきましては、資料に記載のとおり、所得割は100分の8.22で、前年度に比べ0.11ポイントの減、均等割は2万6千220円で、前年度に比べ310円の減、平等割は2万6千700円で、前年度に比べ540円の減となっております。また、国民健康保険被保険者が75歳となり、後期高齢者医療制度へ移行することによって、国民健康保険該当世帯に被保険者が1人となる世帯については、移行後5年間、特定世帯として平等割が2分の1となることから、その世帯の平等割は1万3千350円となり、前年度に比べ270円の減、また、特定世帯として5年間が経過した後も世帯の状況が継続する場合には、さらに3年間、特定継続世帯として平等割が4分の3となることから、その世帯の平等割は2万300円となり、前年度に比べ400円の減となっております。

次に、中段、支援金分については、賦課総額15億4千374万2千円で、前年度に比べ1千840万1千円の増となっております。均等割額の被保険者数と平等割額の世帯数は、先ほどの医療分と同数でありますので、これを基に料率等を算出した結果、料率につきましては、所得割は10

0分の2.76で、前年度に比べ0.10ポイントの増、均等割は8千840円で、前年度に比べ410円の増、平等割は9千円で、前年度に比べ340円の増となっております。また、平等割に関わる特定世帯については4千500円で、前年度に比べ170円の増、特定継続世帯については6千750円で、前年度に比べ250円の増となっております。

下段の介護分については、賦課総額4億4千911万6千円で、前年度に比べ172万6千円の増となっております。均等割額の被保険者は1万8千17人、平等割額の世帯数は1万6千143世帯で、これを基に料率等を算出した結果、料率につきましては、所得割は100分の2.25で、前年度に比べ0.07ポイントの増、均等割は8千730円で、前年度に比べ320円の増、平等割は6千680円で、前年度に比べ220円の増となっております。

次に、資料の2枚目、A4横の国民健康保険料所得段階別料額比較表を御覧ください。この表は、国保加入者が2人の世帯について、所得ごとの保険料を右から令和3年度、令和4年度、令和5年度の3か年で比較したものととなっております。

左側の令和5年度の欄を御覧ください。所得割の料率、均等割額、平等割額の全てが上がったことにより、ほぼ全所得層で前年度と比較して1千280円から4千740円ほど上がる結果となっておりますが、一部、総所得金額で150万円の層については、低所得世帯に対する軽減措置の判定基準が拡大されたことに伴い、昨年度までは軽減措置に該当していなかった世帯が新たに2割軽減に該当したことにより、大きく保険料が下がっております。今年度保険料が上昇した主な要因といたしましては、北海道から市町村に示される納付金の総額が、昨年度と比較して全道で約22億円の増、本市においては、約8千500万円の増と大きく上昇したことによるものでございます。例年は、加入者1人当たりの納付金額が伸びる傾向にある一方、国保加入者は年々減少していることから、納付金総額は減少する傾向となっております。しかしながら今年度は、その傾向が崩れ、加入者が減少する中においても納付金総額が昨年度よりも増加したことで、1人当たりの負担が大きく上昇する見込みとなりましたが、昨今の物価高騰などの影響もあり、経済的負担をできるだけ抑える必要があるものと判断し、保険料の負担軽減を図るために、国民健康保険事業準備基金から1億5千万円を繰り入れることで、その上昇幅を大きく抑えたところでありますが、それでも昨年度よりは上がる結果になったところでございます。

以上、令和5年度の国民健康保険料の料率についての説明とさせていただきます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、新型コロナウイルス感染症について、理事者から御報告をお願いいたします。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 新型コロナウイルス感染症に関して御報告します。

資料1枚目の定点報告数のグラフを御覧ください。5月8日から、新型コロナ発生動向は、全数把握から定点把握になり、直近の22週の発表では、旭川市は8.23となり、前週より0.85減少しました。この定点とは、あらかじめ指定された市内の医療機関、これを定点医療機関と言いますが、そこから報告された1週間の平均陽性者数を表しています。例えば、8.23とは、1つ

の定点医療機関当たり、1週間で8人のコロナ患者が受診したことになります。定点は北海道が毎週公表していますが、本市でも、定点の推移が分かりやすいように、ホームページでこのグラフを公表しています。下のグラフは、道内で人口10万人以上の9市の定点の推移です。全道の平均を上回っているのは、本市を含め6市となっています。全国、全道ともに緩やかですが、増加傾向にあると考えられます。

下のグレーの囲みになりますが、感染対策は、個人や事業者の判断に委ねることを基本としており、インフルエンザなどと同様に、それぞれの行動や環境に合わせて感染予防を心がけていただきたいと思います。また、感染した場合の推奨療養期間については、御覧のとおり、国から示されています。これは強制ではありませんが、感染を拡大しないためにも心がけていただくよう、ホームページなどでお知らせしてまいります。

2枚目の新型コロナワクチンの接種についてを御覧ください。

まず、全体という表の一番右の春接種、正確には春開始接種ですが、先月の5月8日から始まりました。接種人数は3万5千641人となり、全市民に対する接種率は10.9%となりましたが、春開始接種の対象は、65歳以上、基礎疾患のある方、医療従事者などであるため、下の円グラフのとおり、対象となる人数14万6千人に対する接種率は24.4%となります。なお、接種率は全国平均を上回っています。

次に、下の年代別ですが、下の色の濃い棒グラフが春開始接種ですが、65歳以上は、全員が対象のため、接種率が伸びていますが、65歳未満は、基礎疾患のある方などに限られているため、接種率は低い状況です。右側の円グラフは、会場別の接種状況で、医療機関が86.6%を占めています。

資料の説明は以上ですが、今後の感染を広げないために、特に高齢者など重症化のリスクがある方にはうっさいよう注意するとともに、ワクチン接種により免疫を高めておくことが大切と考えておりますので、ワクチン接種を御検討いただくようお知らせしてまいります。

以上です。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、「市立旭川病院第4次中期経営計画(案)」に係る意見提出手続の結果について、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応についての以上2件につきまして、理事者から御報告をお願いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 最初に、「市立旭川病院第4次中期経営計画(案)」に係る意見提出手続の結果につきまして、配付資料により御報告を申し上げます。

本件につきましては、4月5日に開催の建設公営企業常任委員会におきまして、計画の概要について御説明し、意見提出手続を実施する旨、御報告させていただいたものでございます。改めて、策定趣旨等について申し上げますと、令和4年3月に国が定めたガイドラインに基づき、当院が地域において果たすべき役割や、維持すべき機能などを改めて整理するとともに、経営強化を計画的に行い、早期の収支改善を図ることを目的に定めたものでありまして、計画期間内での経常収支の

黒字化を目指すこととしております。また、計画期間につきましては、令和5年度から9年度までの5年間となっております。

配付資料を御覧いただきたいと存じますが、4月21日から5月22日までの期間で実施いたしました意見提出手続の結果、資料に記載しておりますとおり、3件の意見が寄せられたところでございます。いずれの意見も、本計画案で示した病院経営に関する考え方や方向性とおおむね一致しておりますことから、本手続による計画案の修正等は行わない考えでありますけれども、今後の経営の参考とさせていただきたいと考えております。また、御意見に対する当院の考え方につきましては、意見提出者へ回答するとともに、ホームページや市政情報コーナーなどで公表いたします。

なお、今後の予定でありますけれども、外部の有識者等で構成する市立旭川病院経営委員会に意見提出手続の結果を報告し、御協議いただいた後、今月中を目途に策定する予定でございます。

中期経営計画（案）に関わる報告については以上でございます。

続きまして、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、配付させていただきました資料に基づき、御報告を申し上げます。

資料を御覧いただきたいと存じます。新型コロナウイルス感染症につきましては、5月8日から、感染症法上の位置づけが5類に変更となり、病床確保料や医療費の公費負担をはじめ、外来・入院診療体制などの各種見直しも行われたところでございます。一方、発生動向につきましても、定点把握による週1回の公表に変更となる中、先ほど保健所からも報告がありましたけれども、市内における定点報告数については増加傾向にありまして、当院の入院患者数も同様に増加傾向となっているところでございます。今回は、当院における5類移行後の診療体制について、また直近における感染症病棟の稼働状況、病院全体の入院・外来患者数の状況等につきまして、順次、御説明を申し上げます。

まず、資料1ページ目の1、当院における新型コロナウイルス感染症5類移行後の診療体制についてでございます。5類移行後につきましても、院内での感染拡大による診療体制への影響を回避するため、マスク、ゴーグルの着用、個食、黙食の実施、定期的な換気の実施、手指衛生の遵守、体調不良時の出勤自粛などの職員の感染対策は、これまでどおり継続をしております。外来診療につきましては、かかりつけの科がある場合は当該科で対応し、他院からの紹介や救急につきましては、呼吸器内科医や他の内科当番医が、また、夜間、休日は当直医が対応しております。入院診療につきましては、引き続き、陰圧装置を備えたコロナ専用病床を確保し、また、国においては、濃厚接触者の取扱いはなくなりましたが、従前の基準での濃厚接触者が入院する場合には、個室を使用するなどの対応を継続しております。入院患者の面会につきましては、これまでは全面禁止ということでしたが、5類移行後、13時から17時までの間で、1組3名まで30分以内などの条件つきで面会を許可する、面会制限に変更をしております。

次に、2ページ目になりますけれども、2、感染症病棟の入院患者数についてでございます。感染症病棟の病床数につきましては、本年4月1日からは、当時の感染状況や5類への移行を踏まえ、26床から9床に、また、5類移行後につきましては12床に見直しを行い、現在は12床体制で患者の受入れを行っているところでございます。6月6日現在の延べ入院患者数は、疑い患者も含めて1万2千826人となっております。また、1日当たりの月平均患者数につきましては、中段

の表1のとおり、4月は5.0人、5月は4.1人、6月は6月6日までで7.7人となっておりまして、下げ止まりの状況から増加に転じているというところでございます。なお、資料には記載はありませんけれども、直近の6月11日までの延べ入院患者数につきましては1万2千865人、6月11日までの6月の1日平均患者数は、先ほどと同じく7.7人となっております。また、今朝の段階での入院患者は5人となっておりますけれども、先週、一時期10人まで増えたという状況もございました。

次に、3ページ目になりますけれども、3、発熱外来（接触者外来）の受診患者数についてでございます。当院では、5類移行までは接触者外来を設置いたしまして、保健所依頼の陽性者や濃厚接触者に加え、当院かかりつけ患者の診察に当たってきたところであり、5月7日までの受診患者数は6千239人となっております。また、1日当たりの月平均患者数につきましては、その下の表2のとおり、4月は1.5人、5月7日までの5月の平均患者数は1.1人となっております。一方、5類移行後につきましては、幅広い医療機関での受診が可能となり、当院におきましても接触者外来から各診療科での診察となっておりますことから、新型コロナに特化した患者数の把握は困難な状況となっておりますけれども、先ほど保健所からも説明がありました、指定届出機関として、保健所に定点報告、陽性者数の報告をしているというところでございます。

次に、4ページになります。病院全体の患者数についてでございます。まず、（1）入院患者数につきましては、令和4年度につきましては、年度を通じてコロナの影響を大きく受けまして、コロナ診療に従事する医師や看護師を確保するため、病棟の一部休止のほか、入院や手術の制限を行ったことなどから、次のページ、5ページ目になりますけれども、上段の表3にお示しをしておりますとおり、令和4年度は低調に推移したというところでございます。一方、グラフを見ていただきますと、4月以降、一部閉鎖をしていた病棟を再開したこと、それから、他院からの紹介件数も若干増加しているということなどから、若干の増加傾向にありまして、今後においては、一定の回復を見込んでいるというところでございます。

4ページに戻りますけれども、中段の（2）外来患者数につきましては、こちらも、令和4年度については、入院患者と同様に年度を通じてコロナの影響を大きく受けまして、外来診療の受付制限を一定期間行ったというほか、感染患者の急拡大に伴う受診控えなどによりまして、5ページの下段、表4にお示ししておりますとおり、こちらも低調に推移したというところでございます。ただ、こちらも、2月以降、僅かながらであります但回復基調にありますことから、今後においては入院患者と同様に一定の回復を見込んでいるというところでございます。

なお、今後につきましては、やはり今後も感染の再拡大という可能性は否定できないということになりますので、その場合には、これまでと同様にコロナ診療を優先させていくという予定でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、ヒグマ対策についてを議題といたします。この件につきまして、能登谷委員から発言の申

出を受けております。

御発言願います。

○能登谷委員 まず、質疑をスムーズにするために、資料要求したいと思いますが、取扱いのほど願います。

○高橋紀博委員長 ただいまの資料要求の申出について、受けることでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、要求資料の内容について発言願います。

○能登谷委員 昨年の12月に開かれた第2回の旭川市ヒグマ対策協議会において配付された資料、令和5年度の旭川市ヒグマ対策方針(案)、これについて提出いただきたいと思います。

○高橋紀博委員長 資料確認のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

要求資料の提出の可否と時期について理事者から発言願います。

○富岡環境部長 ただいま能登谷委員から要求がございました、令和4年度第2回旭川市ヒグマ対策協議会での配付資料のうち、令和5年度旭川市ヒグマ対策方針(案)につきまして、直ちに御提出をいたします。

○高橋紀博委員長 ただいま要求のありました資料につきましては、委員会資料として扱うことでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博委員長 そのように扱わせていただきます。

資料配付のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時08分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

資料の説明は必要ですか。

(「要りません」という声あり)

○高橋紀博委員長 資料の説明については省略させていただきます。

それでは、引き続き、御発言願います。

○能登谷委員 ヒグマ対策について、伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、ヒグマの出没状況についてお聞きしたいと思うんですが、毎日のようにヒグマの報道があるという、大変厳しい事態になっていると思うんですね。旭川市でも市街地への侵入が毎年あります。この3年ぐらい続いているのかなということがあります。それから、農村部では常態化しているのではないかということも感じますし、特にこの春、出没情報が多いと感じています。

旭川市のヒグマの出没状況に引き続いて、近年の動向、ヒグマの生息数、春の時期の出没の状況についてもお示しいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 初めに、今年度のヒグマの出没状況についてですが、本市で確認した昨日時点の出没件数は37件となっております。

次に、ヒグマの生息数、近年の動向ですが、北海道ヒグマ管理計画によりますと、全道のヒグマの推定個体数は、令和2年度が中央値で1万1千700頭、これは、平成2年度の5千200頭と比較すると倍増している状況でございます。

また、春の時期の出没状況ですが、今年は雪解けも早く、ヒグマも早くから活動していることもあり、昨日までの出没件数の37件は、昨年度の同時期と比べると約3倍の件数となっております。

○能登谷委員 生息数も2倍に増えて、それから春の出没状況は旭川市では3倍になっているということで、なかなか厳しい状況になっているなと思います。

それで、今、資料もいただいたんですが、旭川市ヒグマ対策協議会について伺いたいと思います。専門家や関係機関の参画の状況、協議会の取組内容についても伺いたいと思います。

また、これまでの開催状況はどうなっていたのかも併せてお示しいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 本市が令和3年11月に立ち上げた旭川市ヒグマ対策協議会は、本市猟友会や専門家、関係機関としましては、警察、旭川開発建設部旭川河川事務所、北海道森林管理局上川中部森林管理署及び上川総合振興局で構成するもので、協議会に参画する構成員が連携し、本市のヒグマ対策の効果的な推進に向けた検討、確認、実施に向けて取り組んでおります。

協議会の開催状況につきましては、令和4年度が2回、今年度は、4月27日に第1回協議会を開催し、本年度の対策等について確認したところでございます。

○能登谷委員 令和3年度に始まったのか、令和3年11月ですね。それまではなかったってことですよ。そういう意味では、市街地侵入、出没するというようになってから対策を強化したということなのかなというふうに思っています。

旭川市のヒグマ対策方針について伺っていきたく思うんですが、資料をいただいた、この令和5年度旭川市ヒグマ対策方針（案）が昨年12月の協議会で示されたということなんですが、これはどのような内容なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 昨年12月の協議会に提出しました令和5年度旭川市ヒグマ対策方針（案）につきましては、今年度を実施するヒグマ対策の方向性や、予定する対策の内容を示したものでございます。具体的には、電気柵の設置や河川敷の草刈りなどの市街地侵入抑制対策、出没現場の対応と調査、ヘアトラップ等を用いた郊外のヒグマの生息状況、移動経路等の調査、ヒグマに関する正しい知識の周知啓発、広域連携などに取り組むこととしております。

現在、この方針の内容に基づき、各対策を進めているところでございます。

○能登谷委員 この12月の協議会の時点では、令和5年度旭川市ヒグマ対策方針（案）となっていました。協議会で確認され、これは成案となったということでもいいのでしょうか。箇条書でさっぱりした方針ですが、具体的に記述した文章などはないのでしょうか。

○松野郷環境部次長 12月の協議会の時点で、この内容については確認したところでございます。また、予算編成前ということもあり、次年度に行う対策の考え方、概要を確認するために作成した資料で、この内容以上の具体的なものについて記述した資料はございません。この概要を踏まえ、今年4月に実施した協議会で、具体的に実施する内容を示し、確認を行ったところでございます。

○能登谷委員 今日配付もしていただいている案なんですが、これがもう方針だということで確定

しているんだということを確認させていただきました。

それで、この12月の協議会で確認された対策方針の（案）が取れて、令和5年度の対策方針になったということなのですが、この方針に基づいて予算が計上されたと思いますが、今年度の旭川市のヒグマ対策予算の概要を伺わせてください。

○松野郷環境部次長 4款1項3目、鳥獣対策費1千682万6千円のうち、ヒグマ対策に関する主な予算につきましては、委託料1千242万6千円、また、猟友会や専門家等への報償費204万9千円となっております。

○能登谷委員 配付資料の（案）が取れた対策方針では、一番下のところを見ていただければ、令和5年度、専門的知見を活用したヒグマ対策の充実という観点から、専門事業者に対する調査等の外部委託を予定というふうに囲みで強調されています。対策方針にある事業全体にこの専門事業者に関わっていただくことが、ヒグマ対策方針の肝だと思われ、この記述を見てもね。これらはどのような内容なのか、既に調査は始まっているのか、ヒグマ対策全体に専門的なアドバイスをいただいているのか、詳しく伺いたいと思います。

○松野郷環境部次長 専門事業者への外部委託につきましては、本市郊外におけるヒグマの生息状況、移動経路等の調査を実施するもので、具体的には、ヒグマの体毛等を採取するヘアトラップを本市の山林等に25か所程度設置し、採取した検体のDNA鑑定による個体の識別、行動範囲の把握などを行ってまいりたいと考えております。

なお、この調査につきましては、現在、専門事業者への外部委託発注に向けて事務作業を進めており、6月下旬から7月上旬の調査開始を予定しているところでございます。

○能登谷委員 それで、ちょっとびっくりしているんですよね。この春、ヒグマの出没が3倍も増えているという中で、昨年12月から、専門事業者の外部委託が肝だというようなことが分かる方針が立てられているというのに、まだやっていないということですよ。

それで、具体的に伺いますが、今現在、専門事業者との契約はされているんでしょうか。

○松野郷環境部次長 先ほど答弁させていただきましたが、現在、契約に向けて事務作業を進めているところでございます。

○能登谷委員 さっきも言いましたが、例年の3倍の春の出没ということで、間に合っていないということではないかなと思うんですね。せっかく対策方針を立てて、予算も計上していると。それで契約していないというのは、それは一体なぜそういうことになるんでしょうか。

○松野郷環境部次長 専門事業者への外部委託につきましては、初めて行うもので、詳細内容について整理する事項が多く、業務仕様書の精査等に日数を要しましたが、契約に至っていない主な理由でございます。

○能登谷委員 大変もったいないですよ。12月から決めているんだから、方向性は。予算も決まっているんだから。春一番から予算を執行できるという手法もあると思うんですよ、実際には。補正予算を組むことも可能だったし、第1回定例会の先議にするということもできたでしょうし、債務負担行為を設定するなどして、もう、さっさと4月1日からやれるようにすることも十分可能だったんじゃないかなと思うんですが。それにしても、その一番大事な春に事業を開始できるように、環境を整える必要があったと思うんですが、それこそ環境部は、環境を整えるのが仕事だと思うんですが、どうしてこういうことになったんでしょうか。

○松野郷環境部次長 早い時期からの調査が望ましいことは認識しております。今年度の作業を通じて得た経験を踏まえ、今後は、円滑に早く調査が進められる環境が整えられるよう、検討してまいります。

○能登谷委員 新年度3か月目の半ばにも入っているということで、しかも、何か始まろうとしているのは今月末か7月かという話ですからね。春の一番大事なところの対策を棒に振ったと思うんですよ。

それで、専門事業者との契約もせずに、ヒグマの出没情報が37件にもなる中で、じゃ、具体的な対策は今、どうしているんでしょうか。中身をお示してください。

○松野郷環境部次長 具体的な対策についての御質問でございます。

まず、市街地侵入対策につきましては、今年の雪解けが早かったことも踏まえ、昨年度より2週間以上早く、5月12日から美瑛川上流の河川敷の電気柵を稼働させたほか、センサーカメラの設置による監視、見通しを確保するための草刈りの実施など、状況に応じた各対策の実施に取り組んでいるところでございます。

また、郊外のヒグマ対策につきましても、通報があった際は、猟友会及び警察と連携し、迅速に現地の状況確認及び痕跡の調査、庁内関係部局等と連携しながら、地域住民等への注意の呼びかけ、さらに、出没したヒグマが問題個体の場合は、箱わなの設置など、捕獲、駆除に向けた対応を行っているところでございます。

○能登谷委員 それぞれ対応はしているんですが、それにしても、電気柵を稼働させるとしても、いろんなセンサーカメラの設置にしたって、わなを設置することにしたって、やっぱり最初から専門家に指導もしていただきながらやるっていうのは筋なんじゃないかしら。全然効果が違うんじゃないかなと思うんですよね。草刈りに至っては、次長が直接やっているという話も聞いていますけども、そういう場合ではないんじゃないかなと。何せ、それは単価が高いでしょう、人件費。もっと違う方法でやったほうがいいんじゃないの、率直に言って。それは質問しませんが。具体的な対策を取ってきたと言うけども、これもやっぱり専門家がいたら、もっと違ったんじゃないかなということをおっしゃるを得ないと思うんですね。

今後のヒグマ対策の課題についても伺いますが、市街地の侵入対策も郊外の対策でも、今言ったように、専門事業者の目でアドバイスをいただく必要があるんじゃないかなと思います。

農業被害の対策について伺いますけれども、ヒグマの畑荒らし、これは単なる農業被害にとどまらない深刻な問題だと指摘されています。東旭川の桜岡に出没する熊は、どうやら近くの三角山で冬眠しているというようなことも言われています。ですから、地域全体の安全性とか、市街地侵入の可能性も持つということになってしまいますよね。その点で、しっかりした対策をしていかなければならないと思うんですね。東桜岡の農家に聞きましたけれど、熊が出ているのは道の向こう側だって、こっちは大丈夫だって言っていました。同じ山の中腹のこっちとあっちの話なんです。だから、農家の人も、いつものこととして慣れている。道の向こうで出ているから、こっちは来ないというような認識でいるんですよね。だから、農家も慣れてしまったのと、熊も人に慣れているという大変危険な状態にあるんじゃないかなと思うんですが、それらについての認識を伺います。

○松野郷環境部次長 今年度、本市の農村地域におきまして、ヒグマの出没が相次いでいるところでございます。農村地域は山林等に隣接し、ヒグマがどこから侵入してきているか分かりづらいた

め、さらに、先ほどお話がありました市街地侵入の予防に関しても、注意を向ける地域として認識しているところでございます。

今後、外部委託で調査した内容を、専門事業者の視点で生息状況や移動経路などについて分析していただき、こうした農村地域の対策の強化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○能登谷委員 国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用もできるんじゃないかというふうに聞いているんですが、旭川市では活用されているのでしょうか。農業の被害対策にもなるし、それが今の話にもつながって、市街地侵入を防ぐこともできるものとして積極的に活用すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○松野郷環境部次長 鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、農政部から、郊外のヒグマ対策に活用が可能と聞いておりまして、今後、農政部と連携して、人的被害の防止はもとより、農業被害の軽減に向け、交付金を活用しながら、農村地域のヒグマ対策を進めてまいります。

○能登谷委員 これまで、旭川市は活用実績がありますか。

○松野郷環境部次長 これまで活用実績はございません。

○能登谷委員 もったいない話なんですよ。だからやっぱり、縦割りで物を考えていても駄目なので、農政部ともしっかり連携しながら、使えるものを使って、農業被害といっても、それがやがて市街地侵入を食い止める対策にもなるわけだから、そこをやっぱりしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

続いて、対策方針には、1市8町の連携ということが書かれていますが、この進捗状況もお聞かせください。

○松野郷環境部次長 昨年12月に、旭川大雪圏域連携中枢都市圏形成に関わる連携協約に基づく具体的取組に、ヒグマ対策の推進を追加し、今年度、ヒグマ出没情報システム、ひぐまっぷの導入による圏域での出没情報の速やかな把握のほか、今後、1市8町が行うヒグマ対策の具体的な取組について検討を進めてまいります。なお、6月15日にウェブ形式で旭川大雪圏域連携中枢都市圏事業担当者会議の第1回会議を開催する予定でございます。

○能登谷委員 この1市8町の連携も遅いですね、率直に言って。これもほかの部署が所管しているから遅いと言いたいのもかもしれませんけども、何せこの春に間に合っていない。ヒグマに住民票はありませんので、うちの町からあっちに行ったら駄目だとかって言えないので、またいで行動していますよね。東鷹栖だったり比布は突硝山の山を越えて一緒の山ですから、桜岡なんかも、すぐ当麻ですからね。そういう意味で、連携すべきものだと思いますし、12月に追加したんですから、情報の共有ぐらいさっさとしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。ましてやこれ、6月15日、間もなくですけど、こんなに待たなくたってウェブ会議ならいつでもできるんじゃないでしょうか。なぜこんなに遅れているんでしょう。

○松野郷環境部次長 旭川大雪圏域連携中枢都市圏事業者担当者会議につきましては、総合政策部が日程等の調整を行っており、ヒグマ対策の推進に係る第1回目の会議が6月15日になったところでございます。

なお、次回以降は、環境部が会議日程を設定できますので、必要時に会議を開催し、各町との緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

○能登谷委員 次に行きますが、ヒグマ対策のために、やっぱり柔軟に対応する専門チームとか、

実動組織の発足が必要とされていますが、次長が草刈りに行っている場合じゃないと思うんです。どのような状況になっているのか伺いたいと思います。

○松野郷環境部次長 北海道が策定した北海道ヒグマ管理計画では、地域において実践的に活動することができる体制づくりが欠かせないことから、地域の実情や、ヒグマ、エゾシカ等の生息状況に応じた数市町村程度を地域単位とする柔軟かつ実効ある活動が可能な小規模な組織、いわゆる、地域対策協議会の設置を進めることとしております。本市としても、北海道の動向に注視し、情報収集、必要な協力など、北海道の取組に連携してまいりたいと考えております。

○能登谷委員 この対策方針の4のところ、周知・啓発というのがありますが、市内小中学校と連携したヒグマ授業の実施とあります。セミナーとかイベントもあるんですが、それも大事だと思います。しかし、そのセミナー、イベントは関心のある人しか来ないんですよ。だから、関心のあるなしにかかわらず、あまねく周知啓発するというこのためには、どうしてもやっぱり学校教育などのカリキュラムに入れてもらうということが大事だと思うんですが、これらについての取組状況はどうなっているか伺います。

○松野郷環境部次長 本市では、ヒグマの生態についての知識、もしヒグマに遭ってしまった場合の対処法や、本市が実施しておりますヒグマ対策の内容など、SNS等を活用した情報発信に努めているほか、先週8日から11日まで、イオンモール旭川西の3階イベント広場で開催した第7回環境フェスタにおきましても、ヒグマに関する知識の普及啓発事業を行ったところでございます。

ヒグマ対策の推進に当たりましては、地域住民はもとより、広く、市民の皆様の御理解と御協力を得ることが必要不可欠と考えており、市民向けセミナーの開催、出前講座の実施、さらには小中学校と連携したヒグマ授業の検討など、今後ともヒグマに関する知識やヒグマ対策の普及啓発に積極的に取り組んでまいります。

○能登谷委員 北海道は、上川地域のヒグマ対策を進める実施計画をつくるというふうに聞いていますけれども、旭川市としても、資料をいただいているように年度ごとの方針はありますけれども、年度ごとだけでなく、ヒグマ対策に関わる基本方針をつくっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺の計画はどのようなになっているのでしょうか。

○松野郷環境部次長 北海道ヒグマ管理計画では、振興局単位で、関係機関による防除方針などの認識共有、捕獲体制の整備、住民への情報伝達、市街地出没時の対応訓練などを記した地域における実施計画を策定することとしており、上川総合振興局からは、今年度中に上川版ヒグマ計画の策定を予定していると伺っております。本市としましては、将来を見据えたヒグマとの関係性がどうあるべきか、それに向けてどのような対応をしていくかなど、振興局で策定する計画の内容や考えが示された段階で、それと整合を図りつつ、地域の特性や独自の考えを加えた本市の基本方針を整理してまいりたいと考えております。

○能登谷委員 最後にしますけれども、整合を図るとするのは当然、大事なことだと思うんですが、旭川市が1市8町の計画を立てるのは、情報の共有とかそういうことができたとしてもそれは僭越でしょう。ただ、北海道の上川全体の実施計画、これはまた別だと思うんです。それを待つ必要はないんじゃないかなと思います。北海道がつくる上川版の実施計画は上川全体のものであって、旭川市に限ったものではないんですよ。実際に道は、どうぞ旭川市が先につくってくださいと会議でも発言されていますよね。だから、遠慮なく、道の実実施計画を待つことなく、旭川市の責任で、

市のヒグマ対策基本方針をつくる必要があるのではないのでしょうか。

令和5年度の箇条書の方針を見せていただきましたが、骨子としては分かりますが、もっと詳細な中長期を見通した方針をお示しいただきたいと思います。

○松野郷環境部次長 委員の御指摘のとおり、中長期を見通した方針でヒグマ対策を推進することは重要な視点と考えております。現在、本市独自の基本方針の考えや内容について精査、検討しているところでございます。振興局の実施計画の策定状況にかかわらず、今年中に方針の内容を固めてまいりたいと考えております。

○富岡環境部長 基本方針の話でございますけど、その前に、質疑の中で、専門家の意見を聞いて対策すべきだという御意見がございましたが、少なくとも、ヒグマ対策協議会を設けて以降は、ヒグマ対策協議会の中に3名の専門家に加わってもらっております。そのほかに、熊が出没したときでありますとか、もしくは痕跡が発見されたとき、こういったときは、旭川の猟友会に、その都度来ていただいて、また、専門家も極力来ていただく中で、その都度、現地調査をして、それに対してどのような対応をすべきなのか、そういったことを御相談させていただきながら、これまでずっと対策を講じてきたということは御理解いただきたいというふうに思います。

あと、本市のヒグマ対策の基本方針でございますけれども、委員の御指摘にもありますように、本市独自の方針を早い段階で持つということは、近年の有害の状況も踏まえたと、必要なことでありますので、現在、担当が素案の作成を進めておりまして、7月までには部としての案ということで作成をして、ヒグマ対策の委員の御都合もございまして、できれば8月、遅くとも9月には、次回のヒグマ対策協議会を開いて、その中で、この本市の基本方針案をお示しして、それを諮った上で策定してまいるという形で今考えておりますので、これにつきましても御理解いただきたいというふうに思います。

また、先ほど、鳥獣被害防止総合対策交付金の活用といったお話もございました。この交付金の内容自体は、制度としては、農業被害に限って対象となっているということでございます。今は、旭川市においては主に鹿対策ということで、電気柵の設置をメインに行っているわけですが、農政部との話の中で、鹿ですと、電気柵の一番下の電線のラインが鹿は飛び越えますので、ちょっと高めの設定になるわけですが、ヒグマは土を掘って、下をくぐっていきますので、少なくとも一番下の電線のラインが地面から20センチ程度のところまで下げられないか、熊も鹿も両方防げる、そういった電気柵の設置にできないかといったことも、今まさに話を進めているところでございます。これについては何とかやっていきたいなというふうに思っています。また、実際に市街地に侵入する、市民の安全に直接関わる、そういった市街地の侵入対策については、実際、その交付の対象とされていないということでもあります。ただ、現在、本市に限らず、全道的に、本州も相当、今、ツキノワグマで被害が出ているという状況がありますので、国の対策として、しっかりと実施していただけるように、そうした交付金制度の見直しといったことも要請してまいりたいというふうに考えています。

ヒグマの出没状況は、年々増加する一方でございまして、広域で移動するヒグマの対策は、本市のみでは成り立ちません。旭川大雪圏域での取組や、何より、北海道がしっかりとヒグマの生息状況や人慣れが進んでいる、そういった生態を把握して、以前のように、人とヒグマのすみ分けができて、安全に共存できる環境づくりを、先頭に立って進めていただけるよう、本市としてもしっか

り働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○能登谷委員 なるお聞かせいただきました。全体的には、旭川市の対策のレベルが上がっているという評価は受けているんですね、専門家の方とか周りの方からね。だからそれもいいことだと思いますし、それから、骨子ですけど、令和5年度のヒグマ対策方針、これもなかなか総合的なものになっているし、それにさらに専門家も加えてやっていこうということなので、対策方針、それから基本方針を定める上でも、大分いいところまで来ているんじゃないかなというふうに率直に思うんです。だからこそやっぱり、せつかくのことなので、もっとタイムリーな対応をぜひ今後お願いしたいなということを述べて終わりたいと思います。

○高橋紀博委員長 この件につきまして、ほかに御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 次に、その他の常任委員会の活性化についてを議題といたします。

6月6日に開催された正副委員長会議において、本日お配りした正副委員長会議確認事項及び別紙8、常任委員会の活性化について説明を受けたところであります。趣旨としては、議会基本条例第14条において、政策提案、政策提言について規定されており、令和5年議会運営の評価及び検証において、外部検証者からも政策提案・提言を通して市政の課題の改善により積極的に取り組むことが重要である等の検証結果の報告を受けており、委員会としても、市民や関係団体の意見や、行政視察の調査結果などが政策提案・提言に結びつくような運営をしていこうというものです。正副委員長としても、市政の課題の改善に向けて積極的に政策提案・提言を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、正副委員長会議確認事項の6に記載のとおり、市民団体との懇談については、意見交換の実績がない団体などとの実施に向けて、議会からアプローチするなど、幅広い層から意見を聞くことができるような取組を期待したいとの検証結果の報告を受けており、委員会としても積極的に意見交換の場を設けていきたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、懇談を希望する団体や意見を聞きたい団体等がありましたら、お知らせいただきますようお願いいたします。

なお、本日お配りしました正副委員長会議確認事項については、委員会の統一的な運営を図るための確認事項ですので、御一読の上、御承知お祈りいたします。

この件について、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時39分